



## 児童手当を受給 されている皆さんへ

現在児童手当を受給されている方は、「児童手当現況届」を提出することが法律によって義務づけられています。

これは、受給者の前年の所得の状況と、六月一日現在の児童の養育状況などを確認するための大切な届けです。

該当者には、六月上旬に用紙を送付しますので、必要事項を記入のうえ、六月三十日までに市福祉事務所へ提出してください。

提出されない場合は、六月以降の児童手当の支払いが受けられませんが、必ず提出してください。届け出の際、持参していただくものは次のとおりです。

- ◎ 現況届用紙
- ◎ 印鑑
- ◎ 年金加入証明書  
(厚生年金加入者)

なお、受給中に次のようなことがあった場合は、手続きをお願いします。

- ・ 住所が変わったとき
- ・ 公務員になったとき
- ・ 受給者が死亡または資格を失ったとき
- ・ 出生などにより支給要件児童数が変わったとき

## 児童扶養手当 制度について

児童扶養手当とは、父と生計を共にしていない児童の家庭生活が安定できるように子どもたちの福祉を考えた制度です。

### ○ 支給要件

手当は、次の要件を満たすときに母または養育者に対して支給されます。

ただし、要件をみたしていたにもかかわらず、その時点から五年間請求手続きを行っていないと請求できなくなりますので、十分注意してください。

- ・ 父母が婚姻を解消した
- ・ 父が死亡した
- ・ 父が一定の障害状態にある
- ・ 父の生死が明らかでない
- ・ 父から引き続き一年以上遺棄されている
- ・ 父が一年以上拘禁されている
- ・ 未婚の母の子
- ・ 棄児

なお、母・養育者または児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられるときなど、手当が支給されない要件もありますので、ご注意ください。

### ○ 所得制限

この手当には、所得による支給制限が設けられており、受給者などの所得状況により、全額支給、一部支給または全額を支給停止に手当額が区分されています。

### ○ 手当月額

- 全額支給 四二、一三〇円
- 一部支給停止 二八、一九〇円
- 第二子加算額 五、〇〇〇円
- 第三子以降加算額 三、〇〇〇円



## 母子家庭医療費 受給者証について

母子家庭医療費受給者証の有効期限は六月三十日までです。

すでに受給者証を受領している世帯で、今年度も該当する方には更新手続きの用紙を六月下旬に送付しますので、期限までに必ず手続きをしてください。

また、新たに母子家庭となった世帯で次のような方は、市福祉事務所へ申し出てください。

- ・ 十八歳未満(満十八歳の誕生日の属する年度まで)の子どもを扶養している配偶者のいない女子
- ・ 前年の所得に対する所得税の納付義務のない世帯

手続きの際必要なものは、印鑑、預金口座番号のわかるもの、保険証、転入者の場合、前年の所得に対する非課税証明書

受給資格がなくなった時には、受給者証を返還してください。

### 問合せ

市福祉事務所 社会福祉担当



## 第11回わんぱく相撲つる場所 取組結果

四月二十九日(みどりの日)、谷村第一小学校体育館で、第十一回わんぱく相撲つる場所が開催され、昨年を上回るわんぱく力士一六二名が熱戦を繰り広げました。この大会で横綱となった小学校四・五・六年生の三名は、六月二十日の山梨ブロック大会へ出場します。さらに、山梨大会を勝ち進むと七月二十五日に行われる全国大会へ出場となります。つる場所代表三名の山梨大会での元気な相撲を期待したいですね。

つる場所の横綱は次のとおりです。

- 幼児の部 参加十二名
  - 鈴木達斗(山茂保育園)
  - 一年生の部 参加四十名
  - 藤江佑介(東桂小学校)
  - 二年生の部 参加三十三名
  - 松山光基(東桂小学校)
  - 三年生の部 参加二十九名
  - 高部 央(谷村第一小学校)
  - 四年生の部 参加二十三名
  - 鈴木 潤(永生第一小学校)
  - 五年生の部 参加十七名
  - 佐藤儀明(栗谷小学校)
  - 六年生の部 参加八名
  - 水下豊史(谷村第一小学校)
- (敬称略)